



野洲市地域防災計画



概要版



「野洲市地域防災計画」について

●計画の目的

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、野洲市防災会議が作成する計画であって、野洲市に係わる災害に対して、市、県、防災関係機関が、住民の協力のもとに、災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

●計画の構成

野洲市地域防災計画は5編で構成し、それぞれの災害について定めています。

野洲市地域防災計画	風水害対策編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画
	震災対策編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画
	事故対策編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画
	原子力対策編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画
	資料編	参考資料集

●平成 29 年度の修正について

- ◆災害対策基本法、水防法、南海トラフ地震対策特別措置法などの改正、防災基本計画及び滋賀県地域防災計画の修正との整合とともに、広島市土砂災害（平成 25 年）、鬼怒川の洪水被害（平成 27 年）、熊本地震（平成 28 年）など過去の災害による課題・教訓を踏まえて見直しました。
- ◆別途策定する予定である国民保護計画、避難所開設・運営マニュアルなどと連携し、計画内容の反映・整合に留意して作成しました。

総則 (市民・地域・事業所の役割)

大規模な災害が発生しても、その被害を防ぎ、または減らすためには、市・防災関係機関など（公助）、住民や企業（自助）、自主防災組織や自治公民館などの地域（共助）は、それぞれの役割を自覚し、協力し、平常時から災害に対する備えや体制の整備を行っておくことが必要です。

●市民の役割



◆公助（行政の力）に依存しない自助（市民一人ひとりの力）により自らの生命や財産の被害を最小限に抑えるための取組が求められます。

◆市民一人ひとりが、災害から身を守るための知識習得や訓練に積極的に参加することが重要です。

○防災意識の向上、防災知識の習得

- ・自分の家は、災害の危険性はあるのかを知っておく
- ・地震に備え、耐震化、家具の固定をしておく
- ・避難所へは、飲食物、防寒着を自分で持ち込むことを当たり前と考え、非常持出品を準備する

○平常時から自主防災組織・地域活動への積極的な参画

- ・自主防災組織や消防団への加入
- ・災害記憶の風化防止



○防災訓練、講習会等への参加

- ・自らが避難する場所、経路の確認
- ・避難開始から避難完了までの時間の確認

●地域の役割



◆災害時において自助（市民一人ひとりの力）をサポートする共助（地域の力）の役割を担うとともに、平常時から地域コミュニティの醸成を目指した取組を進めることが重要です。

◆自主防災組織を結成していない地区は、組織化への対応が望まれます。

○防災訓練の実施

- ・災害時は、普段していることしかできないため、年1回以上は防災訓練を実施する。

○災害伝承と風化の防止

○避難行動要支援者の支援体制の構築

- ・避難行動要支援者リスト（個別支援計画）の整備
- ・避難行動要支援者への連絡、支援体制の構築、組織強化

○自主防災組織の機能強化

- ・防災リーダーの育成、他地区との連携
- ・防災資機材の整備

○地区防災計画の整備

- ・地区の特性に応じた防災計画の策定

○災害発生時の地域における応急対策の実施

- ・地区内の被災状況の収集と市への報告
- ・救助機関が到着するまでの相互協力
- ・情報収集と住民への情報提供
- ・避難所の自主運営



●事業所の役割

◆自主防災組織、行政等との相互連携、相互支援の強化が重要です。

◆災害時の一時避難場所の提供など、自主防災組織への積極的な協力が求められています。

総則 (被害の想定)

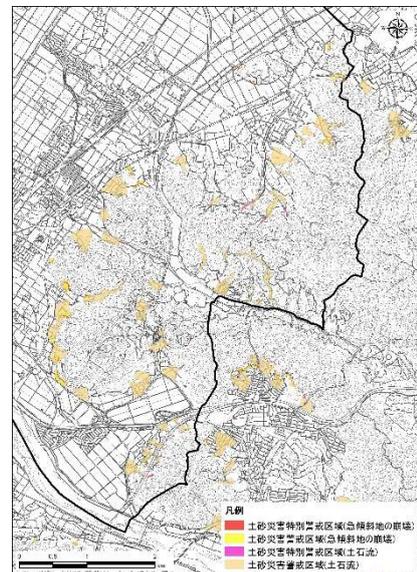
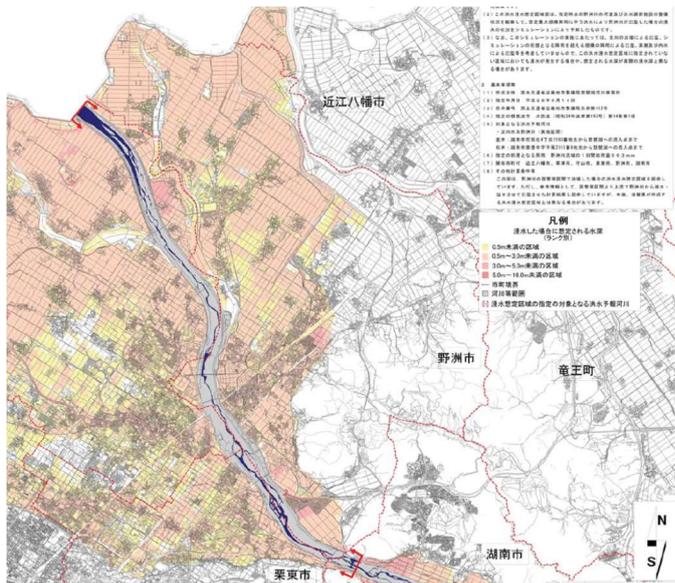
●洪水や土砂災害による被害の想定



◆国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所は、平成28年6月に、野洲川において想定しうる最大規模の降雨が降った場合の洪水想定区域を公表しました。この洪水浸水想定区域では、野洲市北部の大半が洪水想定区域に含まれています。



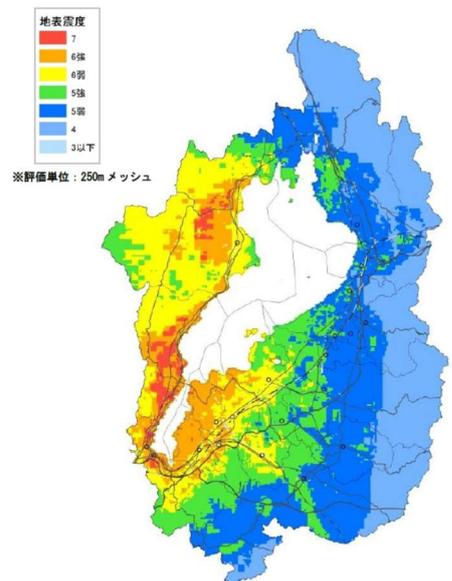
◆滋賀県は、急傾斜地の崩壊、土石流のおそれのある土地について、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行っています。野洲市においては、土石流の土砂災害警戒区域61箇所（うち特別警戒区域24箇所）、急傾斜地崩壊の土砂災害警戒区域29箇所（うち特別警戒区域25箇所）が指定されています。



●地震による被害の想定



◆滋賀県では、平成24・25年度にかけて地震被害想定を見直しています。野洲市では、琵琶湖西岸断層帯のうちケース1(震源を断層帯南部と設定した場合)による地震が発生した場合、最も被害が大きいことが想定されています。



滋賀県地震被害想定による本市の被害予測 (琵琶湖西岸断層帯 case 1)

最大建物被害 (棟)		最大人的被害 (人)		地震直後の停電率	地震直後の断水率	一週間後避難所生活者 (全避難者)
全壊	半壊	死者	負傷者			
847	3,594	48	739	90%	76%	4,843 (9,686)

災害予防計画

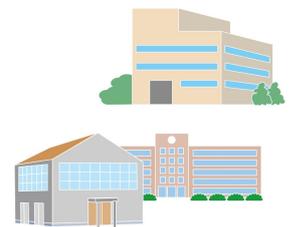
今回の修正では、大規模な災害が発生しても、その被害を防ぎ、または減らしていくための「防災体制の整備」「避難所の充実」「備蓄体制の整備」「避難行動要支援者対策の強化」「水防対策の充実」「土砂災害対策の充実」等を図っていくこととします。

●組織体制の整備

- ◆市では、平常時から、防災にかかる組織体制の整備、充実に努めます。
- ◆防災体制の整備に当たっては、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場（自主防災組織や避難所運営組織等）における女性や高齢者、障がい者等の参画の拡大を図っていくこととします。

●避難所の区分

- ◆避難所の見直しを行い、指定避難所と指定緊急避難場所に区分して指定しました。
- ◆指定避難所については、面積より収容可能人数を算出しました。
- ◆指定緊急避難場所については、各種災害リスクを整理しました。



指定避難所	避難生活を送るための長期避難場所
指定緊急避難場所	命を守るための短期避難場所
福祉避難所	高齢者や障がい者などの特別な配慮や援助を必要とする要配慮者の避難を優先する避難所

●避難行動要支援者対策の強化

- ◆災害対策基本法の改正に伴い、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」、そのうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、避難の確保を図るために特に支援を要する方を「避難行動要支援者」と位置付けることになりました。
- ◆市では、「野洲市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難支援プラン（全体計画及び個別計画）を策定します。
- ◆円滑な避難支援を行うために、市では平常時より避難行動要支援者の名簿を作成します。



災害予防計画

●備蓄体制の整備

住民自ら3日以上（できれば1週間分）の備蓄に努めること、民間事業者のノウハウ等の活用、男女のニーズの違いや要配慮者等への配慮等を図っていくこととします。



●水防対策の充実

- ◆想定し得る最大規模の洪水・内水への対策を強化し、洪水予報の伝達方法、避難場所及び円滑な避難の確保を図ります。
- ◆配布したハザードマップ等を活用し、住民への周知に努めます。
- ◆国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川においては、流域自治体、河川管理者等からなる大規模氾濫減災協議会を創設されます。そこで協議された水害対応タイムラインについては、本市においても確実に実施することを推進します。
- ◆浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設は、地域と連携しつつ確実な避難を実現できる避難確保計画を作成し、避難訓練の実施を推進します。



●土砂災害対策の充実

- ◆市は、土砂災害のおそれがある区域として土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を洪水ハザードマップに重ね合わせ、市ホームページで公表しています。
- ◆市内において、土砂災害警戒区域の指定はあったときは、情報の収集・伝達方法、避難場所及び避難経路、救助に関する事項といった、土砂災害を防止するための警戒避難体制を定めます。
- ◆土砂災害のリスクが高い区域に位置する要配慮者利用施設は、地域と連携しつつ確実な避難を実現できる避難確保計画を作成し、避難訓練の実施を推進します。



●地区防災計画策定の促進

- ◆市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、地区における防災力の向上を図るため、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、市防災会議に提案することができます。
- ◆市は、必要があると認めるときは、野洲市地域防災計画に地区防災計画を定めます。



災害応急対策計画

大規模災害発生時には、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など、人命にかかわる応急対策が全市にわたって必要となります。特に、「避難対策」「避難行動要支援者対策」等については、市民、地域（自主防災組織等）、事業所のみなさんと協働した災害応急対策活動を行う必要があります。

●避難対策

- ◆災害対策基本法の改正に伴い、屋内での退避を含む避難雄あり方の多様化について明記しました。
- ◆避難が遅れたりして指定避難所へ避難（水平避難）することによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合には、屋内での退避（垂直避難）を行うなどして、安全確保を行ってください。



●避難に関する情報の伝達

- ◆避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い、避難に関する情報の発令条件、伝達内容、伝達方法を見直しました。
- ◆避難勧告等は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車等を通じて、市民の皆さんへ伝達します。
- ◆市民のみなさんは、発令された情報とその内容を確認し、適切なタイミングで避難を開始してください。
- ◆要配慮者利用施設については、市の所管課から電話、FAX等を通じて避難に関する情報を伝達します。



避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
<p>避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。</p> <p>その他の人は、避難の準備を整えましょう。</p>	<p>速やかに避難場所へ避難をしましょう。</p> <p>外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。</p>	<p>まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。</p> <p>外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。</p>

●避難行動要支援者の避難対策

■災害情報の収集及び提供

- 市は、民生委員・児童委員、区・自主防災組織等と連携し、在宅の避難行動要支援者に対して災害に関する情報等を提供するとともに、被災状況に関する情報を収集します。

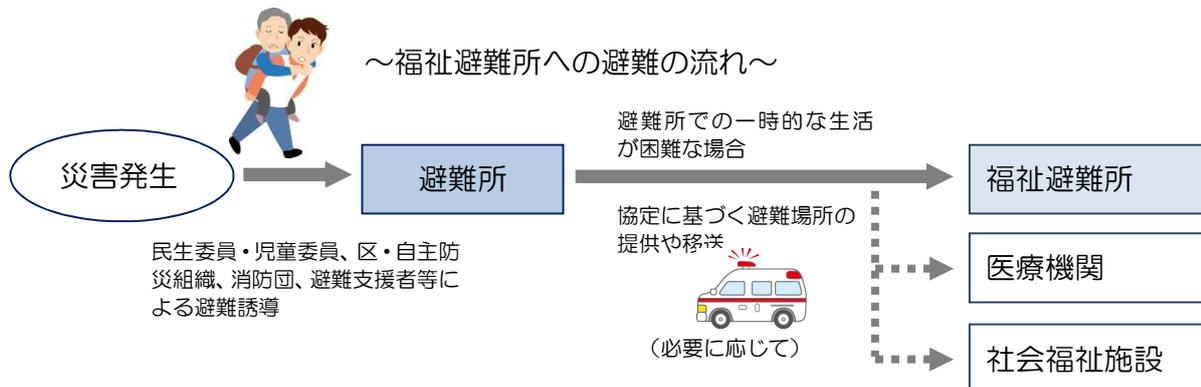
■安否の確認・救助

- 民生委員・児童委員、区・自主防災組織等は、避難行動要支援者名簿に基づき、安否確認及び救助等必要な措置を迅速・的確に行います。
- 市は、緊急通報システム等によって、避難行動要支援者から緊急事態の発生が通報された場合、出動等必要な措置を講じます。



■避難支援

- 市は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、区・自主防災組織、消防団、避難支援者等の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導を行います。
- 市は、避難所に入所した避難行動要支援者を把握し、ニーズを調査します。
- 援護の必要性の高い避難行動要支援者については、避難所内に福祉避難室を設けるほか、福祉避難所への入所、社会福祉施設への一時入所を進めます。また、被災地外も含め、旅館やホテル等を借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努めます。



■避難所等における配慮

- 避難行動要支援者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮します。
- 福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣やボランティア等の協力を得て、きめ細かな対応に努めます。
- 要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努めます。



●避難所の運営

避難所は、災害が発生した時などに住民の生命の安全を確保する避難施設として、また、一時的に生活する施設として重要な役割を果たします。

避難所は、在宅の被災者を含む地域コミュニティの場となるため、避難生活が長期化する場合は、原則として自主防災組織などを中心とした地域住民の自主運営を目指します。

●南海トラフ地震に係る地震防災対策

- ◆南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正により、野洲市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されました。
- ◆南海トラフ地震防災対策推進地域の指定に伴い、推進計画を策定しました。

●原子力事故災害が発生した場合の措置

原子力事故災害が発生した場合は、以下の措置を講じます。

◆住民等への情報伝達活動

市は、県を通じて収集した情報を、できるだけ速やかに市民の皆さんに対して伝達するよう努めます。

◆屋内退避及び避難

市は、原子力規制委員会または県から屋内退避もしくは避難に関する指示があったときは、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行います。



◆健康被害防止対策の実施

市及び県は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施します。

◆県外からの避難者の受入れ

市は、県から避難者の受入れ等の要請があった場合、対象市の避難者の受入れを実施します。

復旧・復興に向けて

(災害復旧・復興計画)

◆地域の復旧・復興の基本的方向の決定

●被災の程度などを勘案して、復旧・復興の基本的方向を定めます。

◆災害復興方針・計画の策定

●必要に応じて、災害復興対策本部を設置します。

●学識経験者や住民代表などで構成する「災害復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定します。

●性別・年齢などに関わらない多様な意見聴取などにより、ニーズをきめ細かに把握します。

◆計画的復興の進め方

●災害復興に関する専門の部署を設置し、事業を推進します。

◆被災者の生活再建などの支援

●被災者への広報及び相談窓口を設置します。

●災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給などにより、自立的生活再建の支援を行います。

●災害公営住宅の建設による住宅確保を行います。

●公共職業安定所と協力して、職業相談や職業あっせんに努めます。

●り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、県の協力や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築など、実施体制を整備します。

◆被災者の経済復興の支援

●災害援護資金などの貸付、災害救助資金融資などのあっせんなどについて広報し、被災者再建を支援します。

●農林業関係、商工業関係の融資について広報し、地域の経済復興を支援します。

野洲市地域防災計画 概要版 平成30年3月発行

野洲市 市民部 危機管理課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

【電話】077-587-6089 【FAX】077-587-4033 【ホームページ】<http://www.city.yasu.lg.jp/>